

=== 日本語学会からのお知らせ 第241号 (2023年6月23日) ===

※本メールアドレスは配信専用のため、ご返信いただけません。

■ 日本語学会著作権規程改定について

2023年6月5日をもって、英文機関誌『Language in Japan』の刊行に向けて、日本語学会著作権規程を下記のとおり、改定いたしました。

改定箇所：
第6条第4項

改定前：

著者は、本学会機関誌に掲載された自己の論文等を、機関リポジトリおよび著作者個人のWebサイト（著作者所属組織のサイトを含む。）に掲載することができる。ただし、その時期は当該誌刊行から6ヶ月以上経過した後とし、かつ、掲載に際して本学会の出版物にかかる出典および利用上の注意事項を明記しなければならない。

改定後：

著者は、本学会機関誌（『日本語の研究』および英文機関誌『Language in Japan』）に掲載された自己の論文等を、機関リポジトリおよび著作者個人のWebサイト（著作者所属組織のサイトを含む。）に掲載することができる。ただし、掲載に際して本学会の出版物にかかる出典および利用上の注意事項を明記しなければならない。なお、『日本語の研究』に掲載された自己の論文等を他のWebサイトに掲載する時期は当該誌刊行から6ヶ月以上経過した後とする。

改定理由：

『日本語の研究』は紙媒体でも刊行しているため、完全にオープンアクセスになるまで6か月間のエンバゴ（論文等がデータベースに掲載されるまでの猶予期間、閲覧の制限）を設けていますが、英文機関誌の場合は紙媒体がないため、エンバゴがありません。この6ヶ月のエンバゴが『日本語の研究』に掲載された論文にのみ該当することを明記するため、第6条第4項を改定しました。

著作権規程は下記のリンクから閲覧できます。

https://www.jpling.gr.jp/wp-content/uploads/2023/06/kitei_tyosakuken_20230605.pdf

「日本語学会からのお知らせ」（会員向け一斉メール）
バックナンバー <https://www.jpling.gr.jp/kaiin/infomail/backnumber/>
配信停止・配信先変更は、マイページにてご登録ください。
マイページ <https://iap-jp.org/jpling/mypage/>

日本語学会HP <https://www.jpling.gr.jp/>
Twitter https://twitter.com/sil_dig/
Facebook <https://www.facebook.com/society.for.japanese.linguistics/>
